第百五十条の十五第一項中「第百五十九条第六項を除く。）」の下に「、法第百六十一条の二」を、「第百五十条の十二第二項」と」の下に「、法第百六十一条の二第一項中「差押えに係る金銭債権」とあるのは「差押えに係る電子記録債権」と、「第三債務者に命ずる命令（以下この条及び第百六十七条の十において「供託命令」という。）」とあるのは「第三債務者に命ずる命令（以下この条において「電子記録債権供託命令」という。）」と、同条第二項中「供託命令」とあるのは「電子記録債権供託命令」と」を加える。

第百八十五条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第八条　民事保全規則の一部改正

（民事保全規則の一部改正）

第六条中「関しては」の下に「、その性質に反しない限り」を、「規定」の下に「（同規則第三十条の二及び同規則第三十条の三の規定を除く。）」を加える。

第四十一条第一項中「第百五十六条第三項」を「第百五十六条第四項」に改める。

第四十二条第二項中「第三項後段」を「第三項及び第四項後段」に、「第百五十六条第三項」を「第百五十六条第四項」に、「第百五十条の六第三項」を「第百五十条の六第四項」に改める。

第四十二条の二第二項中「第三項後段」を「第三項及び第四項後段」に、「第百五十六条第三項」を「第百五十六条第四項」に、「第百五十条の十二第三項」を「第百五十条の十二第四項」に改める。

（犯罪収益に係る保全手続等に関する規則の一部改正）

第九条　犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第百五十六条第三項」を「第百五十六条第四項」に改める。

（民事再生規則の一部改正）

第十条　民事再生規則（平成十二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項に次のただし書を加える。

ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書等の全部であるときは、この限りでない。

第十条に次の二項を加える。

6　法第十七条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該法第十七条第一項の規定による決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

7　第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書等から支障部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

第十一条中「再生手続」を「特別の定めがある場合を除き、再生手続」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に改め、「規定」の下に「（同規則第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）及び第三十条の三（音声の送受信による通話の方法による審尋の期日）の規定を除く。）」を加える。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正）

第十一条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第四節」の下に「並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）第三十六条第一項において準用する刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第六十条の規定」と読み替えるものとする。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する規則の一部改正）

第十二条　外国倒産処理手続の承認援助に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書等の全部であるときは、この限りでない。

第十一条に次の二項を加える。

6　法第十四条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該法第十四条第一項の規定による決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

7　第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書等から支障部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

第十二条中「承認援助手続」を「特別の定めがある場合を除き、承認援助手続」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に改め、「規定」の下に「（同規則第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）及び第三十条の三（音声の送受信による通話の方法による審尋の期日）の規定を除く。）」を加える。

（会社更生規則の一部改正）

第十三条　会社更生規則（平成十五年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「制限」の下に「の申立ての方式等」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書その他の物件の全部であるときは、この限りでない。

第九条第六項中「第三項又は前項本文」を「第三項本文、第五項本文又は前項」に、「作成された文書その他の物件」を「文書その他の物件から支障部分を除いたもの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十二条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書その他の物件から当該法第十二条第一項の規定による決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

第十条中「更生手続」を「特別の定めがある場合を除き、更生手続」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に改め、「規定」の下に「（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）」を加える。

（人事訴訟規則の一部改正）

第十四条　人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一項を加える。

2　進行協議期日に出頭しないで民事訴訟規則第九十六条（音声の送受信による通話の方法による進行協議期日）第一項の手続に関与した当事者は、前項の規定にかかわらず、請求の認諾をすることができない。

第三十四条中「本文」を「第一項本文及び第二項」に改める。

第十五条　人事訴訟規則の一部を次のように改正する。

第三十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該期日における手続が裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって行われた場合には、この限りでない。

（仲裁関係事件手続規則の一部改正）

第十六条　仲裁関係事件手続規則（平成十五年最高裁判所規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「仲裁法」を「特別の定めがある場合を除き、仲裁法」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に改め、「平成八年最高裁判所規則第五号）の規定」の下に「（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）」を加える。

（破産規則の一部改正）

第十七条　破産規則（平成十六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書その他の物件の全部であるときは、この限りでない。